

日出町総合評価落札方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事を総合評価落札方式の試行に付する場合の手續等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 総合評価落札方式とは、建設工事の請負契約において、価格及びその他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札、及び第167条の13の規定に基づき同条を準用して行う総合評価指名競争入札をいう。

(入札手續)

第3条 総合評価落札方式の試行は、この要領によるものとし、この要領に規定していない事項については、財務規則(平成14年日出町規則第2号)の規定によるものとする。

(対象工事)

第4条 総合評価落札方式の試行の対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が原則として1億円以上の建設工事で次の各号のいずれかに該当するもののうちから、建設工事指名委員会(以下「委員会」という。)の議を経て決定するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と、価格以外の要素である企業の技術力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

(学識経験者の意見聴取)

第5条 契約担当者は、総合評価落札方式の試行にあたり、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上を、日出町総合評価落札方式審査委員(以下「審査委員」という。)に委嘱するものとする。

2 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行うときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し審査委員の意見を聴かななければならない。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、総合評価落札方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札基準を定めるにあたり留意すべき事項

3 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くもの

とし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ審査委員の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による審査委員の意見聴取は、委員会の議を経て行うものとする。

5 委員会は、審議の結果及び審査委員の意見を聴いた結果については速やかに契約担当者に報告するものとする。

(落札者決定及び評価の方法)

第6条 落札者決定及び評価の方法は、対象工事ごとに別紙の「落札者決定基準」を参考に定めるものとし、評価値等の算出は次の各号に掲げるところによる。

(1) 評価値 技術評価点を入札価格で除したもの

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times \text{定数}(1,000,000)$$

(2) 技術評価点 技術提案等に基づき企業の技術的能力等を評価したもの

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

(入札の公告又は指名通知)

第7条 契約担当者は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、地方自治法施行令第167条の6第1項、及び財務規則第103条の規定に基づき公告しなければならない。

2 契約担当者は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、地方自治法施行令第167条の12、及び財務規則第115条の規定に基づき当該入札に参加させようとする者を指名し、通知しなければならない。

(入札説明書の交付)

第8条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、入札に参加しようとする者に入札説明書を交付するものとする。

2 前項の入札説明書には次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式による旨

(2) 評価値の算出を行うための技術資料及び提出期限等

(3) 落札者決定基準に関する事項

(4) その他必要と認める事項

(技術資料等の提出)

第9条 契約担当者は、入札に参加する者に技術資料及び証明書類(以下「技術資料等」という。)を提出させるものとする。

(入札書の提出時期)

第10条 契約担当者は、入札書の提出期間及び開札日時を定め、入札公告に記載するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第11条 契約担当者は入札に際して、入札者に工事費内訳書を提出させるものとする。

(競争参加資格の事後審査及び落札決定)

第12条 契約担当者は、入札者の競争参加資格の審査、確認及び落札者の決定については開札後、委員会の議を経て行うものとする。

2 委員会は、審議の結果及び第5条第2項の規定により審査委員の意見を聴いた結果については速やかに契約担当者に報告するものとする。

3 第1項の規定による審査は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)について行い、競争参加資格を満たしていることを確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする。この場合において、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合には順に同様の手続を行うものとする。なお、落札者となるべき最高評価値者若しくは次順位者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

4 競争参加資格を満たしていないと確認された者が行った入札は無効とし、当該入札者に対し、書面により競争参加資格不適合通知をするものとする。

5 落札者の決定は、原則として入札期日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。以下同じ。)以内に行うものとする。ただし、最高評価値者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。

(落札決定の通知及び公表)

第13条 契約担当者は、落札者を決定したときは、すみやかに落札者に対し、その旨通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第14条 この要領に基づき入札者から提出された技術資料等は、公表しないものとする。

(評価内容の担保)

第15条 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合において、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を求めるものとする。

また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評

定の減点対象とすることができるものとする。

- 2 技術提案の履行を確保するための措置及び前項の技術提案が履行できなかった場合の措置は、契約にあたり特記仕様書に定めるものとする。

(競争参加資格がないと認めた理由の説明)

第16条 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格不適合通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、町長に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとし、この説明を求めるときは、書面(様式は自由)により行うものとする。

- 2 説明を求めた者に対する回答は、原則として5日以内に書面により行うものとする。

(落札者とならなかった理由の説明)

第17条 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができるものとし、この説明を求めるときは、書面(様式は自由)により行うものとする。

- 2 説明を求めた者に対する回答は、原則として5日以内に書面により行うものとする。

(再苦情申立て)

第18条 競争参加資格がないと認められた者であって当該回答書による説明に不服がある者、及び落札者とならなかった者であって当該回答書による説明に不服がある者は、契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができるものとする。

- 2 再苦情の申立てに関する取扱いは、第16条の規定を準用する。

(入札の無効)

第19条 公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要領による総合評価一般競争入札を行う場合は、原則、電子入札システムによるものとする。

別紙

落札者決定基準(標準例)

## 1 落札者決定の方法

価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の範囲内にあり、かつ、公告及び入札説明書に示す全ての要件を満足する者のうち、2の「評価の方法」により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

## 2 評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

### (1) 評価値 技術評価点を入札価格で除したもの

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times \text{定数}$$

ア 評価値は少数第5位まで表示する。(小数第6位を四捨五入)

イ 入札価格の単位は円とする。

ウ 定数は1,000,000とする。

### (2) 技術評価点 技術提案等に基づき企業の技術的能力等を評価したもの

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

#### 標準点

ア 標準点は100点とする。

イ 入札者が競争参加資格を満たし、かつ、提出された技術資料による技術提案(施工計画等)が適正である場合に付与する。

#### 加算点

ア 加算点は20点(最高)を標準とし、対象工事ごとに別表の「評価項目及び評価基準」を参考に設定する。

イ 提出された技術資料に基づき、あらかじめ設定した「評価項目及び評価基準」により、入札者の技術的能力等を評価しその得点合計を加算点として与える。

別表

評価項目及び評価基準 (標準例...建築工事)

加算点 = 評価点合計 (最高20点)

評価項目	評価基準	評価点
------	------	-----

〔 施工計画 〕	配点 8.0			
施工管理に係わる技術的所見 ・ 施工計画の実施手順の妥当性 ・ 工程設定の適切性	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特 性等）を踏まえ、施工計画の実施手順、工程 設定に関する事項が適切に記述されている	優	4.0	
		良	3.0	
		可	2.0	
	一般的な記述にとどまっている			0.0
	不適切である （未提出の場合及び記述されていない場合を含む）			欠格
施工上配慮すべき事項の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 理解度	現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特 性等）を踏まえ、特に考慮すべき事項が適切 に記述されている	優	4.0	
		良	3.0	
		可	2.0	
	一般的な記述にとどまっている			0.0
	不適切である （未提出の場合及び記述されていない場合を含む）			欠格
〔 企業の実績等 〕	配点 5.0			
過去10年間の同種・類似工事の	同種工事の実績あり		3.0	
施工実績の有無	類似工事の実績あり		2.0	
品質管理・環境マネジメントシ ステムの取組状況 （入札期日現在有効なもの）	I S O 9001及び14001の両方の認証を取得済み		2.0	
	I S O 9001又は14001のいずれかの認証を取得済み		1.0	
	認証を未取得		0.0	
〔 配置予定技術者 〕	配点 5.0			
専任監理技術者の配置	監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有 する者又はこれに準ずる者を配置できない		欠格	
専任監理技術者の保有する資格 〔 建築工事の場合を例示 〕	1級建築施工管理技士又は1級建築士（注1）		3.0	
	上記以外の建築施工に係る資格（注2）		2.0	
過去10年間の専任監理技術者の 施工実績の有無	同種工事の実績あり		2.0	
	類似工事の実績あり		1.0	
	施工実績なし		0.0	
〔 地域貢献活動の実績 〕	配点 2.0			
日出町内における過去5年間の	支援活動実績あり		1.0	

災害時の支援活動実績の有無	支援活動実績なし	0.0
大分県内を対象とした国又は地方公共団体との災害支援協定の有無	災害支援協定あり	1.0
	災害支援協定なし	0.0

「欠格」の判断基準は次のとおりとする。

施工計画が未提出又は白紙である場合

施工計画の内容が指定した項目と無関係な場合

施工計画の内容が法令違反に該当する場合

専任監理技術者（有資格者）を配置できない場合

注1：建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を有する者

注2：建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者